

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	建設リサイクル法関連事業			事業コード	0789
所属コード	93000	課等名	都市整備部建築指導課	係名	査察係
課長名	上柿 信	担当者名	谷地 恭輔	内線番号	7227
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	快適な居住環境の実現	コード	3
	基本事業	良好な住宅地の誘導	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 8 款 5 項 4 目建築指導事務（001-01）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰越 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	H14 年度
根拠法令等 (H26)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律，盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例			

(2) 事務事業の概要

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）により、特定建設資材（コンクリート・アスファルト・木材）を使用し、かつ一定規模以上の建築物の解体・新築・増築・修繕／模様替等工事、建築物以外の工作物の工事（土木工事等）の届出について審査、指導、現場パトロールを行うとともに、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 19 年盛岡市条例 85 号）による届出を受付ける。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理のため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）」が平成 12 年に法制定され平成 14 年より本格実施されたことによる。

また併せて、「循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）」が平成 15 年より施行され、届出を受付ける事となった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 20 年 4 月 1 日から盛岡市が中核市へ移行したことにより、「循環型地域社会の形成に関する条例」に替わり「盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 19 年盛岡市条例 85 号）」が施行され、届出の受付を行っている。

また近年、法律制度が浸透してきたことより無届工事が減少し、またリサイクルに関する意識も高揚してきており、一層再資源化が図られていくものと思われる。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が、何が対象か）

対象建設工事の所有者、対象建設工事

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 対象建設工事	件	852	944	1084	1100	953
B 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の工事	件	852	944	1084	1100	953
C	件					

（3）26 年度に実施した主な活動・手順

届出書の審査・指導、現場パトロールを行った。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 対象工事届出件数	件	852	944	1084	1100	953
B 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の届出件数	件	852	944	1084	1100	953
C	件					

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

分別解体による再資源化の促進

（6）成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 対象工事届出件数	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	件	852	944	1084	1100	953
B 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の届出件数	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	件	852	944	1084	1100	953
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 計画	26年度 実績
事業費	①国	千円					
	②県	千円					
	③地方債	千円					
	④一般財源	千円					1,408
	⑤その他()	千円					
	A 小計 ①～⑤	千円					1,408
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	1,704	1,888	2,168	2,200	1,906
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	6,816	7,552	8,672	8,800	7,624
計	トータルコスト A+B	千円	6,816	7,552	8,672	8,800	9,032
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

建設工事における廃棄物の適正な処理を図ることにより、快適な住環境が維持できる。

② 市の関与の妥当性

建設リサイクル法は法定事務であり、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に定められている。

③ 対象の妥当性

建設リサイクル法は法定事務であり、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に定められている。

④ 廃止・休止の影響

建設リサイクル法は法定事務であり、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に定められている事業である。廃止した場合は資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることが困難になる。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

受動的事務である。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

法定により適正である。

(4) 効率性評価

法律もしくは条令で事務手続きが定められており、それらに基づき適正に処理されている。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	都市基盤施設の維持・誘導	コード	26
	小施策（推進項目）	良好な住宅地の誘導	コード	26-1

（2）改革改善の方向性

定められた事務手続きを効率よく処理しており，今後も適正な事務処理を心がける。
また，解体などの工事施工者への制度の趣旨の周知を行っていく。

（3）改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

法律が制定されてから年月の経過とともに，工事施工者などにも制度への理解が深まってきており，届け出および現場での適正な処理が行われてきたところであるが，これらの制度に対する意識を持続させていくために，今後も継続した啓発活動，現地パトロールなどを行っていく必要がある。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

（2）全体総括・今後の改革改善の内容

建築物等を通して，特定の建設資材についてリサイクルを推進することは，環境の負荷を減少させるとともに，生活環境の保全にも寄与することになる。
法の趣旨を周知させ実効性を保つためにも，適時にパトロールを実施する。